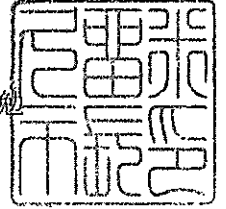


久留米市告示第 48 号

振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 2 備考 1 及び 2 に規定する区域及び時間の区分を次のように定め、この告示の日から施行する。

令和 4 年 1 月 24 日

久留米市長 大久保 勉



#### 区域及び時間の区分

振動規制法（昭数 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、久留米市長が指定する地域に係る同法第 4 条第 1 項の規制基準において定める区域及び時間の区分による。